綾川町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業所の指定等に関する要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

　（事業者の指定）

第２条　法第１１５条の４５の３第１項の指定又は法第１１５条の４５の６第１項の指定の更新を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾川町介護予防・生活支援サービス事業者指定（更新）申請書(様式第１号)を綾川町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の指定又は指定の更新をしたときは、綾川町介護予防・生活支援サービス事業者指定・指定更新通知書（様式第２号）を申請者に交付するものとする。

３　第１項の指定又は指定の更新の有効期間は、６年とする。

　（指定の拒否）

第３条　前条第１項に規定する指定事業所の指定については、当該事業所を指定することにより、綾川町のサービス事業の供給量を超過する場合、その他綾川町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

　（変更の届出等）

第４条　当該指定を受けている者は、法施行規則第140条の63の５第１項で定める事項に変更があったときは、10日以内に、綾川町介護予防・生活支援サービス事業者変更届出書（様式第３号）により、町長に届け出なければならない。

２　指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、綾川町介護予防・生活支援サービス事業者廃止・休止届（様式第４号）により、当該廃止又は休止の日の１月前までに町長に届け出なければならない。

３　指定事業者は、休止した当該指定に係る事業を再開したときは、10日以内に、綾川町介護予防・生活支援サービス事業者再開届出書（様式第５号）により、町長に届け出なければならない。

　（指定の取消し等）

第５条　町長は、法第115条の45の９の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、綾川町介護予防・生活支援サービス事業者指定取消・停止通知書（様式第６号）により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

　（事業所情報の公表及び提供）

第６条　町長は、第３条から前条までの規定による指定の申請又は届出の受理をしたときは、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに、香川県、香川県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

　　(１)　事業所の名称及び所在地

　　(２)　当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

　　(３)　指定年月日又は指定取り消し等年月日

　　(４)　事業開始年月日又は停止期間

　　(５)　運営規程

　　(６)　介護保険事業所番号

　　(７)　その他町長が適当と認める事項

　（委任）

第７条　この要綱に規定するもののほか、綾川町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する